

令和8年3月

令和8年第1回市議会（定例会）提出議案

福岡県大川市

令和8年第1回市議会（定例会）提出議案目録

- 議案第 1 号 専決処分の承認について（令和7年度大川市一般会計補正予算） (1)
- 議案第 2 号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について (21)
- 議案第 3 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (25)
- 議案第 4 号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (29)
- 議案第 5 号 大川市子どものための教育・保育給付に係る保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (33)
- 議案第 6 号 大川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (37)
- 議案第 7 号 大川市都市計画特別工業地区条例の一部を改正する条例の制定について (53)
- 議案第 8 号 令和7年度大川市一般会計補正予算 (57)
- 議案第 9 号 令和8年度大川市一般会計予算
- 議案第 10号 令和8年度大川市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 11号 令和8年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 12号 令和8年度大川市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 13号 令和8年度大川市水道事業会計予算
- 議案第 14号 令和8年度大川市下水道事業会計予算
- 議案第 15号 損害賠償の額の決定及び和解について (77)
- 議案第 16号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について (79)

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 3 月 2 日提出

大川市長 江 藤 義 行

記

令和 7 年度大川市一般会計補正予算 別 紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 23 日

大川市長 江 藤 義 行

記

令和 7 年度大川市一般会計補正予算（第 6 号） 別 紙

理 由

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙にかかる経費並びに物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金事業にかかる経費を、緊急に予算補正する必要がある。

令和7年度

大川市一般会計補正予算書

目 次

総括的事項の文言

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(歳出)

第2表 繰越明許費

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

2 歳入

3 歳出

補正予算給与費明細書

令和7年度大川市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度大川市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 286,996 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

21,799,352 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和8年1月23日専決

大川市長 江 藤 義 行

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,645,255	269,362	3,914,617
	2 国庫補助金	1,065,822	269,362	1,335,184
15 県支出金		1,721,096	17,634	1,738,730
	3 委託金	101,329	17,634	118,963
歳入	合計	21,512,356	286,996	21,799,352

(歳 出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,100,515	17,634	5,118,149
	4 選挙費	29,733	17,634	47,367
7 商工費		775,034	269,362	1,044,396
	1 商工費	775,034	269,362	1,044,396
歳 出 合 計	計	21,512,356	286,996	21,799,352

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	生活支援商品券配布事業	269,362 千円

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	3,645,255	269,362	3,914,617
15 県支出金	1,721,096	17,634	1,738,730
歳入合計	21,512,356	286,996	21,799,352

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	5,100,515	17,634	5,118,149	17,634			
7 商工費	775,034	269,362	1,044,396				269,362
歳出合計	21,512,356	286,996	21,799,352	17,634			269,362

2. 歳入

(単位：千円)

(項) 2 国庫補助金

(款) 14 国庫支出金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	549,185	269,362	818,547	1 総務管理費補助金	269,362	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	1,065,822	269,362	1,335,184			

3. 歳出

目	2 総務費		(項) 4 選挙費			明
	補正前の額	補正額	補正額の財源内訳		節	
			特 定 財 源	区 分		
			国県支出金	地方債	その他	説 明
4 衆議院議員総選挙費	0	17,634	17,634			1 報酬 投票管理者 19人 投票立会人 38人 開票管理者 2人 開票立会人 10人 会計年度任用職員報酬 3人 1,303
						3 職員手当等 1,380
						7 報償費 3,878
						8 旅費 34 費用弁償 14 普通旅費 20
						10 需用費 995 消耗品費 400 燃料費 100 食糧費 20 印刷製本費 375 修繕料 100
						11 役務費 2,950 通信運搬費 2,400 手数料 550
						12 委託料 5,583 ポスター掲示場設営・撤去等委託料
						13 使用料及び賃借料 611 ポスター掲示板等借上げ料
						17 備品購入費 900 備品購入費
計	29,733	17,634	47,367	17,634		

(単位：千円)

(単位：千円)

(項) 1 商工費

(款) 7 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	金額
				財源			区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
2 商工業振興費	458,655	269,362	728,017			269,362	3 職員手当等	3,060	時間外勤務手当 休日勤務手当	1,620 1,440
							10 需用費	100	消耗品費	
							11 役務費	9,870	通信運搬費	
							12 委託料	256,332	生活支援商品券発行業務等委託料 生活支援商品券発行業務事務委託料	254,490 1,842
計	775,034	269,362	1,044,396			269,362				

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費						合 計 (千円)	備 考		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	給 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月 分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)			計	共 済 費 (千円)
長 等	3		12,131	2,601 3.50	243			14,975	2,027	17,002	
議 員	13	63,510		21,294 3.50				84,804	16,955	101,759	
そ の 他 の 特 別 職	1,135	72,188						72,188		72,188	
計	1,151	135,698	12,131	23,895	243			171,967	18,982	190,949	
長 等	3		12,131	2,601 3.50	243			14,975	2,027	17,002	
議 員	13	63,510		21,294 3.50				84,804	16,955	101,759	
そ の 他 の 特 別 職	1,066	71,368						71,368		71,368	
計	1,082	134,878	12,131	23,895	243			171,147	18,982	190,129	
長 等											
議 員											
そ の 他 の 特 別 職	69	820						820		820	
計	69	820						820		820	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与			合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)		
補正後	(251) 225	389,408	953,933	665,409	2,008,750	401,006 2,409,756
補正前	(248) 225	388,925	953,933	660,969	2,003,827	401,006 2,404,833
比較	(3)	483		4,440	4,923	4,923

※ () 書の人数は、短時間勤務職員(外書き)

区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
補正後	13,422	29,560	266,807	203,909	70,726	4,897		20,184	
補正前	13,422	29,560	266,807	203,909	67,726	3,457		20,184	
比較					3,000	1,440			
区分	住居手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	退職手当 (千円)	児童手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	義務教育等 教員特別手当 (千円)	備考
補正後	17,495		792	13,649	592	23,220		156	
補正前	17,495		792	13,649	592	23,220		156	
比較									

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与			合計 (千円)	備考		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)			小計 (千円)	
補正後	(17) 224		950,865	595,121	1,545,986	332,639	1,878,625	
補正前	(17) 224		950,865	590,681	1,541,546	332,639	1,874,185	
比較				4,440	4,440		4,440	

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載

※（ ）書の人数は、短時間勤務職員（外書き）

区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
補正後	13,422	29,560	219,728	180,870	70,657	4,897		20,124	
補正前	13,422	29,560	219,728	180,870	67,657	3,457		20,124	
比較					3,000	1,440			
区分									
補正後	17,495		792	13,608	592	23,220		156	
補正前	17,495		792	13,608	592	23,220		156	
比較									

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	小計 (千円)		
補正後	(234) 1	389,408	3,068	70,288	462,764	68,367	531,131
補正前	(231) 1	388,925	3,068	70,288	462,281	68,367	530,648
比較	(3)	483			483		483

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載

※（ ）書の人数は、短時間勤務職員（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	4,440	その他の増減分 4,440	時間外勤務手当等の増分	

大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

大川市長 江 藤 義 行

大川市事務分掌条例の一部を改正する条例

大川市事務分掌条例（平成15年大川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大川の駅整備振興課」を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月2日

大川市長 江 藤 義 行

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大川市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「若しくは福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「保育士」という。)」を加える。

(大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大川市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年大川市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「又は福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士」を加える。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(大川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 大川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年大川市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「保育士」の次に「（福岡県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月2日

大川市長 江 藤 義 行

大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

大川市子どものための教育・保育給付に係る保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

大川市長 江 藤 義 行

大川市子どものための教育・保育給付に係る保育料等に関する条例の一部を改正する条例

大川市子どものための教育・保育給付に係る保育料等に関する条例（平成27年大川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援保育料）

第7条 市長は、市立保育所において乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）を利用した子どもの乳児等支援給付認定保護者等から乳児等通園支援保育料を徴収する。

2 乳児等通園支援保育料の額は、当該乳児等通園支援の実施に要する費用を勘案して規則において定める額とする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

大川市長 江 藤 義 行

大川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条－第32条）

第3章 雑則（第33条・第34条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健

医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

（利用定員に関する基準）

- 第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事

項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を経営者に対し交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する特定乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員

(7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (1 0) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (1 1) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第 2 0 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 2 1 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 3 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 2 2 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 1 2 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 2 3 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 1 2 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 2 4 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子ど

もに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならな

い。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならぬ。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条

例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大川市都市計画特別工業地区条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月2日

大川市長 江 藤 義 行

大川市都市計画特別工業地区条例の一部を改正する条例

大川市都市計画特別工業地区条例（昭和48年大川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項及び2の項中「3・3・23-10号 堤上野線及び3・1・23-11号 三丸堤線」を「3・3・23-5号 堤上野線及び3・1・23-6号 三丸堤線」に、同表の5の項中「法別表第2（り）項第4号」を「法別表第2（ぬ）項第4号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年度

大川市一般会計補正予算書

目 次

総括的事項の文言

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(歳出)

第2表 繰越明許費補正

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

2 歳入

3 歳出

補正予算給与費明細書

議案第 8 号

令和 7 年度大川市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度大川市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 85,387 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,884,739 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年 3 月 2 日提出

大川市長 江 藤 義 行

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,450,000	54,071	4,504,071
	1 地方交付税	4,450,000	54,071	4,504,071
13 使用料及び手数料		367,662	560	368,222
	1 使用料	245,306	560	245,866
14 国庫支出金		3,914,617	1,848	3,916,465
	2 国庫補助金	1,335,184	1,848	1,337,032
19 繰越金		186,704	28,908	215,612
	1 繰越金	186,704	28,908	215,612
歳入	合計	21,799,352	85,387	21,884,739

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,118,149	80,827	5,198,976
	1 総務管理費	4,543,297	78,979	4,622,276
	3 戸籍住民基本台帳費	125,978	1,848	127,826
4 衛生費		1,512,573	560	1,513,133
	1 保健衛生費	454,471	560	455,031
10 教育費		1,713,494	4,000	1,717,494
	7 保健体育費	311,800	4,000	315,800
歳 出	合 計	21,799,352	85,387	21,884,739

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎照明器具LED化工事費	942 千円
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍等システム改修事業	1,848
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯生活支援給付金事業	800
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	4,102
4 衛生費	1 保健衛生費	斎場施設工事費	4,364
9 消防費	1 消防費	消防車両等購入費	24,061

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	4,450,000	54,071	4,504,071
13 使用料及び手数料	367,662	560	368,222
14 国庫支出金	3,914,617	1,848	3,916,465
19 繰越金	186,704	28,908	215,612
歳入合計	21,799,352	85,387	21,884,739

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	5,118,149	80,827	5,198,976	1,848			78,979
4 衛生費	1,512,573	560	1,513,133			560	
10 教育費	1,713,494	4,000	1,717,494				4,000
歳出合計	21,799,352	85,387	21,884,739	1,848		560	82,979

2. 歳入

(単位：千円)

(項) 1 地方交付税

(款) 10 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	4,450,000	54,071	4,504,071	1 地方交付税	54,071	普通交付税	
計	4,450,000	54,071	4,504,071				

(単位：千円)

(項) 1 使用料

(款) 13 使用料及び手数料

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	明
				区分	金額		
3 衛生使用料	4,621	560	5,181	1 保健衛生使用料	560	斎場使用料 (火葬場分)	
計	245,306	560	245,866				

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	818,547	1,848	820,395	2 戸籍住民基本台帳費 補助金	1,848	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
計	1,335,184	1,848	1,337,032			

(単位：千円)

(項) 1 繰越金

(款) 19 繰越金

目	繰越金	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1 繰越金		186,704	28,908	215,612	1 繰越金	28,908	前年度繰越金
計		186,704	28,908	215,612			

3. 歳出

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区 分	金 額	説 明
				補 正 額 の 財 源			一 般 財 源			
				特 定 財	地 方 債	そ の 他				
国 庫 支 出 金										
1 一般管理費	533,874	47,549	581,423				47,549	3 職員手当等	47,549	退職手当
6 財産管理費	1,868,428	27,603	1,896,031				27,603	24 積立金	27,603	減債基金積立金
16 諸費	108,134	3,827	111,961				3,827	22 償還金利子及び割引料	3,827	国庫支出金等過年度分返還金
計	4,543,297	78,979	4,622,276				78,979			

(単位：千円)

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(款) 2 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				財源			一般財源	区分	金額	
				特定	地方債	その他				
1 戸籍住民基本台帳費	125,978	1,848	127,826	国県支出金 1,848			12 委託料	1,848	戸籍等システム改修委託料	
計	125,978	1,848	127,826	1,848						

(単位：千円)

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額の財源			一般財源	区分	金額	
				特 国県支出金	定 地方債	源 その他				
4 環境衛生費	27,286	560	27,846			560	18 負担金補助 及び交付金	560	斎場火葬業務受託助成金	
計	454,471	560	455,031			560				

(単位：千円)

(款) 10 教育費 (項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				補正額の財源			一般財源	区分	金額	
				特 国県支 出金	定 地方 債	源 その他				
3 学校給食センター費	236,208	4,000	240,208			4,000	18 負担金補助及び交付金	4,000	学校給食費補助金	
計	311,800	4,000	315,800			4,000				

補正予算給与費明細書

1 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			小計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)				
補正後	(251) 225	389,408	953,933	712,958	2,056,299	401,006	2,457,305	
補正前	(251) 225	389,408	953,933	665,409	2,008,750	401,006	2,409,756	
比較				47,549	47,549		47,549	

※ () 書の人数は、短時間勤務職員 (外書ぎ)

職員手当の内訳	区分	退職手当 (千円)
	補正後	48,141
	補正前	592
比較		47,549

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	小計 (千円)		
補正後	(17) 224		950,865	642,670	1,593,535	332,639	1,926,174
補正前	(17) 224		950,865	595,121	1,545,986	332,639	1,878,625
比較				47,549	47,549		47,549

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載

※（ ）書の人数は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当の内訳	区分	退職手当 (千円)
	補正後	48,141
	補正前	592
比較		47,549

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
職員手当	47,549	その他の増減分 47,549	退職手当の増分 47,549	

損害賠償の額の決定及び和解について

市道の管理^{かし}瑕疵に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を定め和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により市議会の議決を求める。

令和8年3月2日提出

大川市長 江藤 義行

記

1 損害賠償及び
和解の相手方 福岡県久留米市西町723番地7
東部生コン株式会社 代表取締役 中村 哲也

2 損害賠償の額 2,785,002円

3 和解の概要

市は相手方に対し、本件に関する一切の損害賠償金として、金2,785,002円を支払う。なお、本件損害賠償のほか、市及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 事案の概要

令和7年10月15日、大川市大字酒見1083番地1付近の市道において、相手方の所有する特種用途自動車が行中、右後輪が突然陥没した穴に落ち込み、当該車両が破損して損害が生じたものである。

久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について

久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により久留米市と協議する。

令和8年3月2日

大川市長 江 藤 義 行

提案理由

久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更するため、地方自治法第252条の2第4項の規定により久留米市と協議することについて、同項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

久留米市（以下「甲」という。）と大川市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、平成28年2月23日付けで締結した久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表（2）高次の都市機能の集積・強化に関する取組の表を次のように改める。

取組の内容	甲の役割	乙の役割
文化施設・交通結節機能など、圏域の中心拠点機能の集積・強化を図り、圏域の高次都市機能を活かしたにぎわいづくりを推進する。	中心拠点機能の集積・強化や、圏域の高次都市機能を活かしたにぎわいづくりに取り組む。	久留米市と連携・協力して、圏域の高次都市機能を活かしたにぎわいづくりに取り組む。
診療情報ネットワークの充実や圏域での救急医療体制の整備など、地域医療の連携及び救急医療の更なる充実を図る。	関係機関と調整を図り、診療情報ネットワークの充実や圏域での救急医療体制の整備に取り組む。	久留米市と連携・協力して、診療情報ネットワークの充実や圏域での救急医療体制の整備に取り組む。
大学等と連携し、その機能を活用して、圏域の行政課題・地域課題の解決に繋げる。	大学等との調整を図り、圏域の行政課題・地域課題の解決に向け、大学等と連携した施策の検討・研究・実施に取り組む。	久留米市と連携・協力して、圏域の行政課題・地域課題の解決に向け、大学等と連携した施策の検討・研究・実施に取り組む。

この協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲 福岡県久留米市城南町 1 5 番地 3
久留米市
久留米市長 原 口 新 五

乙 福岡県大川市大字酒見 2 5 6 番地 1
大川市
大川市長 江 藤 義 行

